

上水道訓令甲第3号

長浜水道企業団表彰規程等の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

(長浜水道企業団表彰規程の一部改正)

第1条 長浜水道企業団表彰規程(平成10年上水道告示第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「局長および課長」を「局長、理事および課長」に改め、同条中「担当課長」の右に「および所長」を加える。

第6条第2項中「総務課長」を「理事(事務担当)」に改め、同項中「担当課長」の右に「および所長」を加える。

(長浜水道企業団事務代決および専決規程の一部改正)

第2条 長浜水道企業団事務代決および専決規程(昭和54年上水道訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「局長」の右に「、理事」を、「担当課長」の右に「および所長」を加える。

第3条表を次のように改める。

決裁権者	第1次代決者	第2次代決者	第3次代決者
企業長	局長	主務の理事	
局長	主務の理事	主務の課長	主務の参事(グループリーダーに限る。)または副参事(グループリーダーに限る。)

理事	主務の課長	主務の参事（グループリーダーに限る。）または副参事（グループリーダーに限る。）	
課長	主務の参事（グループリーダーに限る。）または副参事（グループリーダーに限る。）	主務の参事（サブリーダーに限る。）、副参事（サブリーダーに限る。）または主幹（サブリーダーに限る。）	

第5条および第6条中「局長」の右に「、理事」を加える。

第8条中「課長」を「理事および課長」に改める。

別表企業長の決裁を要する事項を次のように改める。

- (1) 事業計画の執行の企画および調整に関する事
- (2) 議会の招集
- (3) 議会に提出する議案および報告
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条および第180条による専決処分
- (5) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項による弾力条項の適用
- (6) 条例および規則の公布ならびに企業管理規程等の制定
- (7) 告示、公告その他公表に関する事
- (8) 異議の申し立て、訴願、訴訟、和解、あっ旋、調停、仲裁等に関する事
- (9) 請願、陳情等に関する事
- (10) 公聴会、聴聞、弁明の機会の供与、意見の聴取等に関する事
- (11) 職員の進退および補職
- (12) 儀式および表彰に関する事
- (13) 寄付の採納
- (14) 債権の放棄に関する事

- (15) 借入金の借入に関する事
- (16) 統計の作成、資料の収集、刊行および配付ならびに広報に関する事
- (17) 各種試験および検定に関する事
- (18) 1件50万円以上の不用品の処分を決定する事
- (19) 労働組合との協定の締結
- (20) 補償および損害賠償に関する事
- (21) 1件500万円以上の料金、加入金、工事費、使用料、手数料等の減免の決定に関する事
- (22) 重要な通達、通知、照会、報告、進達、申請、諮問その他文書に関する事
- (23) 重要な許可、登録、指定、制限、禁止、命令その他行政処分および助言、指導または勧告に関する事
- (24) 予算の追加変更が必要となる事案の決定
- (25) 1件2,500万円以上の工事（委託業務および物品調達を含む。）の請負契約の締結、工事の施行、工期延長、設計変更ならびに変更請負契約の締結
- (26) 請負契約解除の決定
- (27) 1件2,500万円以上の支出負担行為
- (28) 予備費の充当および1件500万円以上の予算の流用
- (29) 1件2,500万円以上の収入の調停および納入の通知
- (30) 1件2,500万円以上の支出の命令
- (31) 交際費および食料費に関する事
- (32) 局長の出張の命令および復命の受理
- (33) 局長の年次有給休暇（半日または時間単位での取得を含む。）および特別休暇の承認
- (34) 会計年度任用職員の任用その他に関する事
- (35) 公印の印影の印刷

別表局長の専決事項を次のように改める。

- (1) 庁内の事務の調整
- (2) 理事の出張の命令および復命の受理
- (3) 理事の年次有給休暇（半日または時間単位での取得を含む。）および特別休暇の承認
- (4) 収入および支出ならびに振替に関する事。
- (5) 一般競争入札および指名競争入札の執行（郵便入札の場合を含む。）

- (6) 1件2,500万円未満の工事（委託業務および物品調達を含む。）の請負契約の締結および変更請負契約の締結
- (7) 1件2,500万円未満の工事の施行（委託業務および物品調達を含む。）、工期延長および設計変更
- (8) 1件2,500万円未満の支出負担行為
- (9) 1件500万円未満の予算の流用
- (10) 1件2,500万円未満の収入の調停および納入の通知
- (11) 1件2,500万円未満の支出の命令
- (12) 1件50万円未満の不用品の処分の決定
- (13) 1件500万円未満の料金、加入金、工事費、使用料、手数料等の減免の決定に関すること

別表局長の専決事項の次に次のように加える。

理事の専決事項

- (1) 課長の出張の命令および復命の受理
- (2) 課長の年次有給休暇(半日または時間単位での取得を含む。)および特別休暇の承認
- (3) 軽易な通達、通知、照会、報告、進達、申請、諮問その他文書に関すること
- (4) 軽易な許可、登録、指定、制限、禁止、命令その他行政処分および助言、指導または勧告に関すること
- (5) 1件1,000万円未満の工事（委託業務および物品調達を含む。）の請負契約の締結および変更請負契約の締結
- (6) 1件1,000万円未満の工事の施行（委託業務および物品調達を含む。）、工期延長および設計変更
- (7) 1件1,000万円未満の支出負担行為
- (8) 1件100万円未満の予算の流用
- (9) 1件1,000万円未満の収入の調停および納入の通知
- (10) 1件1,000万円未満の支出の命令
- (11) 1件10万円未満の不用品の処分の決定
- (12) 1件50万円未満の料金、加入金、工事費、使用料、手数料等の減免の決定に関すること

別表総務課担当課長(財産管理担当)の専決事項、総務課担当課長(契約担当)の専決事項

および総務課担当課長(検査担当)の専決を削る。

別表浄水課長(水道技術管理者)の専決事項の次に次のように加える。

財産契約課長の専決事項

- (1) 損害保険の契約の締結および保険金の請求
- (2) 庁舎の使用の許可または不許可
- (3) 不動産の取得にかかる農地の転用申
- (4) 1件100万円未満の工事(委託業務および物品調達を含む。)の請負契約の締結および変更契約の締結

(長浜水道企業団防火管理規程の一部改正)

第3条 長浜水道企業団防火管理規程(昭和47年上水道訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務課」を「財産契約課」に、「総務課担当課長(資財担当)」を「財産契約課長」に改める。

(長浜水道企業団職員安全衛生管理規程の一部改正)

第4条 長浜水道企業団職員安全衛生管理規程(昭和58年上水道訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「課長」を「理事」に改める。

(長浜水道企業団会計規程の一部改正)

第5条 長浜水道企業団会計規程(平成16年上水道告示第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「総務課長」を「理事(事務担当)」に改める。

(長浜水道企業団建設工事契約審査委員会規程の一部改正)

第6条 長浜水道企業団建設工事契約審査委員会規程(昭和52年上水道訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「250万円」を「500万円」に、同条第5号中「100万円」を「300万円」に改める。

第4条第1項中「局長および課長(担当課長を含む。)ならびに当該審査に付する業務の所管のグループ(長浜水道企業団事務局規程(昭和42年上水道告示第10号)第2条第1項に定めるグループをいう。)のうち同条第2項に定めるリーダー」を「局長、理事および課長(担当課長および所長を含む。)」に、同条第4項中「総務課担当課長(契約担当)」を

「理事(事務担当)」に改める。

第6条、第7条および第10条中「総務課担当課長(契約担当)」を「財産契約課長」に改める。

第11条中「総務課」を「財産契約課」に改める。

(長浜水道企業団建設工事等綱紀保持規程の一部改正)

第7条 長浜水道企業団建設工事等綱紀保持規程(令和2年上水道訓令甲第1号)の委一部を次のように改正する。

この規程中「総務課担当課長(契約担当)」を「財産契約課長」に改める。

付 則

この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。